**第２次大崎市バイオマス産業都市構想（中間案）に対する**

**パブリックコメントの募集について**

１ 計画の趣旨・概要

本市では，経済性が確保された，持続可能な地域産エネルギーの需要と供給の確立を目指し，「大崎市バイオマス産業都市構想」を策定，構想内に示す各プロジェクトの推進をしておりました。

今般，策定後の見直しの時期を迎えたことから，令和７年度から令和１６年度までの１０年間を計画期間として「第２次大崎市バイオマス産業都市構想」を策定します。

このたび，大崎市バイオマス産業都市構想検討委員会で検討を行ってまいりました中間案について，市民の皆様からの意見を募集します。

２ 中間案の公表方法

（１）市ウェブサイトでの閲覧

（２）窓口での閲覧

・市政情報センター（市役所本庁舎１階）

・市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

・産業商工課（市役所本庁舎３階）

３ 募集対象者

市内に居住している人，市内に勤務または通学している人，市内に事業所を有する個人または法人，本事案に利害関係を有するもの

４ 意見の提出期間

令和７年７月１日（火）～７月２２日（火）

５ 意見の書き方

中間案に対する意見と氏名または事業所名称，住所または事業所の所在地，連絡先（電話番号・E メールアドレスなど）を記入してください。

意見書の様式は自由ですが，必要に応じて参考様式を活用してください。

※匿名での問い合わせや電話での意見には応じられません。

６ 提出方法

（１）持参の場合

産業商工課または各総合支所地域振興課に月～金曜日の８時３０分～１７時１５分まで提出

（２）郵送の場合

〒９８９－６１８８ 大崎市古川七日町１番１号

大崎市　産業経済部　産業商工課 宛

※７月２２日付の消印まで有効

（３）ファクスの場合

ファクス番号０２２９（２３）７５７８に送信

（４）E メールの場合

件名を「第２次大崎市バイオマス産業都市構想に対する意見」とし，産業商工課（shoko@city.osaki.miyagi.jp）に送信

（５）市ウェブサイト応募フォームの場合

市ウェブサイト応募フォームに必要事項及び意見を入力

７ 意見の反映

第２次大崎市バイオマス産業都市構想（中間案）に対する意見は，計画策定の参考とさせていただきます。

なお，提出された意見に対する個別の回答はしません。